

第2章 人と自然との共生の確保

第1節 自然とのふれあいの推進

1. 優れた自然の保全

(1) 自然環境保全地域の指定

本県は、優れた自然が多く存在し、住みよい郷土を形づくっているところであるが、近年これらの優れた自然環境も産業の進展と社会構造の多様な変化によって次第にその様相を変えつつある。

このため、昭和48年3月に「島根県自然環境保全条例」を制定し、これにより県内の自然公園区域外で学術的に価値の高い優れた自然の存する地域を、自然環境保全地域に指定し適正な保全を図ることとした。その候補地は、自然保護基本調査の結果、自然的、社会的諸条件を勘案し、県下で21地域を選定し、48年度から52年度まで5か年計画で総合的な学術調査を行った。

しかし、学術上の価値や制度上の観点から再検討すべき地域も生じたことから、昭和58、59年の2か年にわたり候補地全体の見直しを実施し、総合的な学術調査の結果に基づき、その重要度、緊急度等を勘案し、逐次指定を行ってきた。(表2-1-1)

表2-1-1 島根県自然環境保全地域指定状況表

地域名	所在地	保全すべき自然環境の特質等	学術調査実施年度	指定等の状況
1. 赤名湿地性植物群落	赤来町下赤名福田地内	ミツガシワ、リュウキンカ、サギソウ、トキソウ、ハンノキ等の湿地性植物群落	48年度	52年度指定 (30.18ha)
2. 六日市コウヤマキ自生林	六日市町有飯、九郎原地内	コウヤマキ自生林	〃	52年度指定 (48.17ha)
3. オキシヤクナゲ自生地	西郷町、布施村	オキシヤクナゲを中心とした隠岐島後特有の動植物等	49年度	54年度指定 (76.76ha)
4. 西谷川オオサンショウウオ繁殖地	広瀬町	オオサンショウウオ生息環境	50年度	57年度指定 (5.00ha)
5. 三隅海岸	三隅町	ハマビワの自生地と変化に富んだ岬角、島嶼景観	〃	63年度指定 (15.90ha)
6. 女亀山	赤来町	野生動植物の生息・自生地、鳥類の繁殖・中継渡来地	広島県において実施	62年度指定 (2.73ha)
計	6地区			

(2) 「みんなで守る郷土の自然」「みんなでつくる身近な自然観察路」選定活用事業

「みんなで守る郷土の自然」については、昭和62年度から選定を開始し、平成15年度には新たに6ヶ所を選定した。平成15年度末までに計49ヶ所を選定しており、地域住民を中心とした保全活動の助成や地域整備事業を実施している。

「みんなでつくる身近な自然観察路」については、平成2年度から5ヶ年にわたり手軽に散策や

自然観察ができる地域を50ヶ所選定し地域整備事業を実施した。平成12年度から、選定地域再編成と新規選定を開始し平成15年度末で51ヶ所選定している。

(3) 自然環境保全基礎調査の概要

自然環境保全基礎調査は、自然環境保全法第4条に基づき、概ね5年ごとに実施される調査であり、第1回は昭和48年度、第2回は昭和53年度～54年度、第3回は昭和58～62年度、第4回は昭和63年度～平成4年度、第5回は平成5～10年度にかけて実施された。平成11年度からは、第6回自然環境保全基礎調査が実施されている。

なお、この自然環境保全基礎調査のデータによる県内の自然環境を保全すべき地域として、173の保全すべき特定植物群落及び93カ所の保全すべき地形・地質の存する地域がある(資料編参照)。

(4) 自然保護意識の普及・啓発

平成12年度から県民参加型による身近な生物の分布調査として「みんなで調べるしまねの自然調査」を実施している。平成15年度にはセミの調査を実施し調査結果を広く公表した。

また、平田市(県立青少年の家)や松江市(秋鹿なぎさ公園)では、自然観察指導員等フォローアップ研修を行い指導者の技術向上を図り、県民に対する普及啓発教材として「自然観察モデルコースガイドブック」を作成し、ホームページで公開している。

2. 自然公園の保護と利用

(1) 本県の自然公園

我が国は、世界の中でも屈指の風景国といわれており、四季折り折りの自然風景は、私たちの人間性や情緒を育む母体である。

そこで、特に優れた自然の風景地を国民の遺産として後世に引き継いでいくために、国立・国定公園及び県立自然公園に指定してその保護を図るとともに、これを自然とのふれあいの場とする健全な野外レクリエーションにも活用している。

本県においても、隠岐島や島根半島に代表される優れた自然の海岸風景や、典型的なトロイデ火山の三瓶山、中国脊梁山地の山岳・渓谷景観を有しているため、大山隠岐国立公園をはじめ比婆道後帝釈と西中国山地の2カ所の国定公園及び清水月山等の11カ所の県立自然公園が指定されており、その総面積は40,519haで、県土面積の6.0%を占めている。(表2-1-2)

また、大山隠岐国立公園の海域内に、島根半島(日御碕)ほか4地区の海中公園地区が指定されている。

表2-1-2 自然公園一覧表(平成16年3月31日現在)

面積単位: ha

公園の種類	公園の名称	公園指定年月日	面積	面積の内容						概要
				特別保護地区	特別地域				普通地域	
					第1種	第2種	第3種	計		
国立公園	大山隠岐	S38.4.10	13,036	730	585	5,399	6,269	12,253	53	隠岐 7,570 島根半島 2,787 三瓶山 2,679

計	1		13,036	730	585	5,399	6,269	12,253	53	海中公園地区を除く
国定公園	比婆道後帝 積	S38.7.24	1,658	-	16	880	762	1,658	-	横田町
	西中国山地	S44.1.10	9,211	77	568	4,252	4,314	9,134	-	瑞穂町、旭町、 金城町、匹見町、 日原町、六日市 町
計	2		10,869	77	584	5,132	5,076	10,792	-	
県立 自然公園	浜田海岸	S12.12.1	238.6	-	7.2	199.4	32.0	238.6	-	浜田市
	清水月山	S39.14.17	360	-	-	66	294	360	-	安来市、広瀬町
	宍道湖北山	S39.4.17	10,618	-	-	92	2,601	2,693	7,925	松江市、出雲市、 平田市、美保関 町、宍道町、玉 湯町、斐川町、 島根町、鹿島町
	立久恵峡	S39.4.17	367	-	-	86	281	367	-	出雲市
	鬼の舌震	S39.4.17	330	-	-	35	295	330	-	仁多町、横田町
	江川水系	S39.4.17	2,296.5	-	-	-	1,893.5	1,893.5	403	邑智町、大和村、 羽須美村
	蟠竜湖	S39.4.17	187.6	-	-	81.9	82.3	164.2	23.4	益田市
	青野山	S39.4.17	970	-	-	39	931	970	-	津和野町
	竜頭八重滝	S42.5.9	396	-	-	38	358	396	-	掛合町
	千丈溪	S57.10.15	340.2	-	-	114	226.2	340.2	-	桜江町、石見町
	断魚溪・観 音滝	S59.5.18	509.3	-	-	39.0	470.3	509.3	-	桜江町、石見町
計	11		16,613.2	-	7.2	790.3	7,464.3	8,261.8	8,351.4	
合計	14		40,518.2	807	1,176.2	11,321.3	18,809.3	31,306.8	8,404.4	

(注) 国立公園中には、島根半島 (7ha)、浄土ヶ浦 (20.8ha)、代 (14.8ha)、国賀 (7.3ha) 海士 (7.6ha) の各海中公園地区が指定されている。

(2) 自然公園の利用

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、これを健全な野外レクリエーションの場としても活用するものであるが、その利用形態も社会情勢の推移とともに多様化してきている。特に最近では都市型生活化に伴って、身近な自然を相手とするハイキング、自然探勝、キャンプ等の低廉で健全な野外レクリエーションの需要が強くなってきており、自然に恵まれた本県の自然公園は、これらの需要を満たす格好の場として、その存在価値が増大している。

表 2 - 1 - 3 自然公園利用者の推移

公園の 種類	公園の 名称	S60年	H2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
国立 公園	大山隠岐	5,314	5,547	5,919	5,875	5,875	5,811	5,490	5,598	5,379	5,286	4,946	4,501	4,616	4,736	4,692
計	1	5,314	5,547	5,919	5,875	5,875	5,811	5,490	5,598	5,379	5,286	4,946	4,501	4,616	4,736	4,692
国定 公園	比婆道後 帝 釈	66	45	45	49	51	51	52	48	40	43	30	30	28	29	29
	西中国山 地	36	204	247	258	269	292	466	523	357	321	349	365	393	358	329
計	2	102	249	292	307	320	343	518	571	397	364	379	395	421	387	358
県立 公園	浜田海岸	645	875	965	962	905	1,184	1,049	926	760	818	741	889	661	561	527
	清水月山	979	956	989	1,124	1,302	1,017	908	940	1,262	1,192	957	941	871	834	896
	宍道湖北 山	266	1,088	1,089	1,142	1,331	1,282	1,173	1,463	1,463	1,465	1,441	1,489	1,297	1,265	1,149
	立久恵峡	170	152	152	216	219	220	194	186	196	208	199	214	183	178	154
	鬼の舌震	52	60	65	85	70	61	63	64	59	49	39	60	80	98	100
	江川水系	6	12	13	13	12	14	16	12	11	1	93	86	74	90	93
	蟠竜湖	158	152	157	160	155	139	140	135	133	135	136	160	168	180	183
	青野山	103	82	80	87	50	49	36	37	30	29	25	21	20	20	17
	竜頭八重 滝	57	58	53	54	41	54	56	56	55	56	85	61	67	61	60
	千丈溪	4	2	4	4	4	5	6	5	4	3	3	3	3	3	3
	断魚溪・ 観音滝	72	48	46	48	49	49	48	47	45	38	33	30	26	31	32
計	11	2,512	3,485	3,613	3,895	4,138	4,074	3,689	3,589	4,018	4,004	3,752	3,954	3,450	3,321	3,214
合計	14	7,928	9,281	9,824	10,077	10,333	10,228	9,697	9,758	9,794	9,654	9,077	8,850	8,487	8,444	8,264

(3) 自然公園の管理

自然公園の安全で快適な利用のため適切な管理に努め、また自然公園の良好な状態の風景地の保全と他事業との調整を図るために各種の許認可を行った。

①自然公園施設の管理

歩道、園地、駐車場、公衆便所など自然公園の施設については、原則として市町村に適正な管理を委託しており、安全で快適な自然公園の利用を図っている。(表 2 - 1 - 4)

②三瓶自然館及び附属施設の管理

国立公園三瓶山全体をフィールドミュージアムとして位置づけ、自然学習や野外レクリエーションの場として活用する「三瓶フィールドミュージアム」には、三瓶自然館・北の原フィールドセンター・ヘルシートレーリングコース等の施設を整備している。

平成 14 年度には三瓶自然館が愛称「サヒメル」として拡充オープン。常設展示や特別企画展、口径 60cm の大型反射望遠鏡による天体観察会の実施、各種の自然観察会などの実施により、自然学習の推進と自然保護の普及啓発を図っている。

平成 15 年度には、三瓶小豆原で発見された縄文時代の埋没林を、発掘したそのままの状態で開催する「三瓶小豆原埋没林公園」を整備した。平成 16 年 2 月には、現地の埋没林とそれを含む土地が国指定の天然記念物に指定されている。

また、三瓶山北の原野営場はオートキャンプ場やケビン、森のアスレチックなどを備えた県内最大規模の野営場である。

これらの施設については、効率的で適切な管理を行い快適な利用を提供するとともに、自然教育の場としての機能を充実させるため、財団法人三瓶フィールドミュージアム財団に管理を委託している。

表 2-1-4 自然公園施設の管理委託状況

公園名等	委託市町村	施設名	公園名等	委託市町村	施設名		
大山隠岐 国立公園	大田市	西の原公衆便所	大山隠岐 国立公園	都万村	都万歩道		
		東の原 〃			津戸歩道		
		三瓶温泉 〃			都万園地 A		
		東の原駐車場			都万休憩所 A		
		西の原 〃			都万公衆便所		
		西の原休憩所 A			都万園地 B		
		西の原休憩所 B			都万休憩所 B		
		東の原休憩所			那久岬車道		
		北の原自然探究路			那久岬駐車場		
		西の原園路			那久岬歩道		
		三瓶温泉園路			那久岬公衆便所		
		室の内線歩道					
		大社町			鷺浦公衆便所	大山隠岐 国立公園	五箇村
	日御碕駐車場			テントサイト			
	追石鼻歩道			駐車場			
	日御碕鷺浦歩道			公衆便所			
	日御碕探勝歩道			管理棟兼シャワー棟			
	日御碕園地歩道			車道			
	日御碕公衆便所 A			尾白鼻園地			
	日御碕公衆便所 B			休憩所			
	日御碕園地休憩所			駐車場			
	島根町	沖泊公衆便所		比婆道後 帝釈国定 公園	横田町		歩道
		桂島園路					公衆便所
		瀬崎多古鼻歩道					アカハゲ山公衆便所
		桂島公衆便所					吾妻山避難小屋
		桂島園地サイト造園				船通山歩道	
						吾妻山歩道	

大山隠岐 国立公園		園地照明			吾妻山炊事棟				
		桂島園地休憩所			テントサイト				
		ミニビジターセンター			船通山公衆便所				
	美保関町		五本松休憩所	西中国山 地国定公 園	匹見町	裏匹見駐車場			
			五本松園路			裏匹見野営場			
			五本松園地			テントサイト			
			地蔵崎公衆便所			公衆便所			
	西郷町		白島崎休憩所 A					炊事棟	
			白島崎公衆便所					園路	
			白島崎休憩所 B					休憩所	
			白島崎駐車場					裏匹見峡線歩道	
			白島崎歩道					奥匹見峡車道	
			海苔田鼻歩道					奥匹見峡駐車場	
			西郷岬園地					奥匹見峡公衆便所	
			西郷岬園路					園地照明	
			西郷岬休憩所				旭町	雲月山野営場	
			西郷岬公衆便所		管理歩道				
	西ノ島町		国賀浜公衆便所	炊事棟					
			国賀浜休憩所	公衆便所					
			国賀浜駐車場	テントサイト					
			国賀浜摩天崖歩道	園路					
			国賀浜摩天崖歩道展望 園地	休憩所（便所付き）					
			耳浦野営場	軍原野営場					
			テントサイト	江川水系 県立自然 公園	羽須美村	テントサイト			
			休憩所			炊事棟			
			炊事棟			管理棟			
			駐車場			園地照明			
			公衆便所			断魚溪・ 観音滝県 立自然公 園	石見町	深篠川野営場公衆便所	
			園地						
			布施村		大満寺山歩道				
					中谷駐車場				
					中谷休憩所				
					中谷公衆便所				
浄土ヶ浦野営場									
炊事棟									
園地照明									

③自然公園美化清掃交付金

自然公園内でも特に清潔の保持が求められる地域の清潔の保持を図るため、当該地域の清掃事業を行なう市町村に対し、交付金を交付した。

15年度交付実績 20市町村 5,550千円

④自然公園のパトロール及び許認可

生活環境の都市化や、余暇時間の増加に伴って自然公園の存在価値も増大しており、春季及び夏季の利用最盛期を中心にパトロールを強化し、健全な利用の普及を図ると共に違法行為の防止や許認可手続等の指導及び処分を行った。

表 2 - 1 - 5 自然公園における年度別許可・届出事項の処理件数

処理の別	行為の種別	公 園 別	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
許 可	工 作 物 の 新 改 増 築	国 立	79	58	92	76	96	82	55	57	64	58	83	80	89	72	69	65	59	64	78	
		国 定	6	8	15	13	8	7	3	6	4	3	4	8	1	4	4	4	7	7	3	
		県 立	17	24	27	24	25	21	25	15	23	26	18	18	26	31	21	14	17	15	12	
	木 竹 の 伐 採	国 立	8	6	3	5	2	3	1	2	3	4	1	5	1	3	1	2	0	2	3	
		国 定	2	5	3	3	1	2	2	3	0	1	1	3	1	3	2	0	3	1	4	
		県 立	6	3	12	2	7	4	7	2	6	1	5	3	4	2	1	2	1	4	4	
	そ の 他	国 立	11	3	7	6	6	7	5	8	11	6	14	24	14	22	10	21	11	24	27	
		国 定	-	1	-	2	2	1	4	0	0	2	0	0	1	2	0	1	4	0	2	
		県 立	3	1	8	4	3	8	7	4	5	6	6	10	16	11	4	2	7	2	8	
	受 理	工 作 物 の 新 改 増 築 他	国 立	10	22	14	18	19	13	16	11	15	8	9	13	9	5	7	8	6	6	7
			国 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0
			県 立	3	4	1		4	1	2	1	2	2	0	1	0	1	1	1	1	0	0

計	国立	108	89	116	105	123	10	77	78	93	76	107	122	104	10	87	96	70	96	115
	国定	8	14	18	18	11	10	9	9	4	6	5	11	3	9	6	5	14	8	9
	県立	29	32	48	30	39	34	41	22	36	33	29	32	46	45	27	19	26	21	24
合計		145	135	182	153	173	149	127	109	133	115	141	165	153	156	120	120	110	125	148

⑤自然保護レンジャー制度

県内の自然公園等（国立・国定公園、県立自然公園、中国自然歩道、自然環境保全地域）においてボランティアとして動植物の保護、野外活動の指導及び情報提供などの活動に従事できる方142名を第10期島根県自然保護レンジャーとして委嘱（任期2年：平成14年度～平成15年度）し、その協力を得て自然保護の推進を図った。

⑥自然に親しむ運動

7月21日から8月20日までの1か月間を中心として自然公園の利用を中心とした「自然に親しむ運動」が全国的に展開され、県内各地で自然に親しむ各種の行事が実施された。

⑦その他

一般的な管理業務として、清水寺駐車場等の各種自然公園の施設の維持補修及び国立公園表示板等の標識整備の管理事業を実施した。また、実行委員会主催による、クリーン三瓶を実施した。

3. 自然とのふれあいの確保

祖先が私たちに残してくれた豊かな自然環境—すぐれた自然景観、豊かな緑、清らかな湖水や水辺、さわやかな空気、静けさ、美しい街並みや歴史的な雰囲気—の中で生活を営み、またこのような恵まれた生活環境を次の世代へ伝えていきたいという願いは誰にも共通するものである。

しかしながら、現実には経済の発展と社会生活の変化にともない、私たちの知らない間に、自然は大きくその姿を変え、身の回りからは消えていった。同時に、人々の自然に接したいとする要求は切実になり、また親たちは子供たちが自然を知らなくなってきたことを心配し始め、現代文明の便利さを追い求める一方で、自然の大切さを実感としてとらえはじめた。

自然の保護はかつてないほど重要な課題になっているが、自然保護をすすめていくには、行政だけでなく、県民一人一人が自然保護の必要なことをしっかりと認識し、自然保護を習慣として行動するようにすることが大切である。そのためには、まず、できるだけ自然にふれ、自然に親しみ、そしてその仕組みや人間とのかかわりについて理解を深めることが必要である。

自然に親しむことには様々な方法があるが、なかでも野外で実際に動植物などの生態を観察することが大切なことである。自然観察は、自然環境を構成する、地形・地質、植物、動物などの要素について知るだけでなく、自然相互、そして人間と自然との密接なかかわりを理解し、自然の全体像をみる目を養い、自然保護の必要性を確認するうえで重要な手だてになるといえる。

本県においても、自然に親しみ、自然に対する理解を深める目的で、自然観察会を企画し広く県民に参加を呼びかけてきたところであるが、近年の自然を求める風潮の高まりと市町村や民間団体主催の観察会も増加の一途をたどっている。昭和60年からは、縄文の昔から祖先の生活の母体と

なった豊かな生物相にふれ、その保護を訴えるため、ブナ林の観察会を開催してきたが、現在は地元の町に受け継がれている。

自然観察会は、ありのままの自然を観察することに意義があり、その時々や場所にとらわれることはないが、自然の仕組みや観察の方法を解説することができる指導者が必要になる。そこで、財団法人日本自然保護協会及び財団法人三瓶フィールドミュージアム財団の協力を得て、自然観察指導員講習会を開催し、日本自然保護協会の制度である自然観察指導員を養成してきた。しかし実際には個人の趣味活動に止まり、自然観察会を自ら企画したり、指導員としての活動ができる人は限られてしまうため、観察会が集中する季節には、観察指導者の確保が困難なこともあった。

そこで、自然観察会をさらに普及させ底辺を広げていくためには、指導者を確保することが急務であるとの観点から、県独自の自然解説員制度を発足させ S61 年度から 4 年計画で、29 名の鳥根県自然解説員を養成した。H10～11 年度で新たに 35 名を養成し、現在 64 名で構成されている。H15 年度には自然観察指導員、県自然解説員等のフォローアップ研修を行い、指導員等の資質向上を図った。

一方、自然公園等の適正な利用を図り、自然とのふれあいの場を確保するため、国立・国定・県立自然公園を通じて計画的に施設整備を進める。中でも三瓶山地区については、三瓶自然館を中心とする三瓶フィールドミュージアムを、自然とのふれあいの場、自然学習の拠点として、利用を促進するとともに、その中核施設である三瓶自然館を、従来の機能に加え自然環境に関する調査研究や環境教育等機能を充実し、自然系博物館として拡充強化を図る。また、中国自然歩道についても利用の促進を図る。

自然公園を中心に標識や植物名札を設置したモデルコースを整備し、誰でも手軽に自然観察ができるようなガイドブックを作成し、一部ホームページで公開しており、ひとりでも自然観察を行えるようにしている。現在、立久恵峡、裏匹見峡、千丈溪、三瓶山北斜面自然林、地倉沼、八重滝、朝日山、船通山、大満寺山、松江市法吉地区、ふれあいの里奥出雲公園の 11 コースが利用できる。

また、居住地及びその周辺で身近な自然が残され、昆虫や野鳥等の小動物や植物の観察など、自然に親しむことに適した歩道を平成 2 年度から 5 年間で”みんなで作る身近な自然観察路”として 50 カ所選定し、地域の自然保護活動拠点としての活用を図ってきた（資料編参照）。

なお、鳥根県環境基本計画に基づき、平成 12 年度から既選定地の見直し作業を開始し、その結果、選定地域は 51 カ所となっている。それら選定地域を中心に身近な優れた自然もあわせて紹介するガイドブックとして、「みんなの自然ガイドブック」（5 地域編）を作成している。

(1) 自然とのふれあいの場の整備

自然公園においては、その優れた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ目的で自然公園を訪れる利用者のための利用施設を整備する必要があり、それぞれの利用形態に対応した公共的施設の整備を進めてきた。しかし、施設の不備により、勝手に自動車を園地内に乗り入れ、キャンプをしたりするなど自然を保護する上で好ましくない状況が見られたり、施設の老朽化に伴い利用者が快適で安全に利用することができない施設も見受けられる。

このため、効果的な利用を図る施設として、自然探勝歩道、園地、駐車場及び公衆トイレなどの施設を重点的に、国、県及び市町村が連携を取りながら整備を進めてきた。

また、中国自然歩道においても、施設の不備や老朽化に伴い、整備を進めてきた。

その中で、平成 15 年度に県が整備した施設は、表 2-1-6 のとおりである。

表 2 - 1 - 6 自然公園施設整備一覧（平成15年度）

① 国庫補助事業

自然公園名等	市町村名	公園事業名等	整備内容
大山隠岐国立	美保関町	地蔵崎園地	園路 L=201m サト造園 601 m ² 東屋 1 棟
中国自然歩道	松江市 平田市	—	公衆トイレ（水洗木造） 20 m ² 休憩所 16 m ² 鋼製階段 96 m

② 県単事業

自然公園名等	市町村名	公園事業名等	整備内容
大山隠岐国立	大社町	日御碕園地	歩道整備 木柵 36m ロープ柵 30m

③ 県費補助事業

自然公園名等	市町村名	公園事業名等	整備内容
竜頭八重滝県立	掛合町	—	八重滝自然探勝路 歩道橋 2 基
断魚溪観音滝県立	石見町	—	断魚溪探勝線 歩道橋 4 基 ベンチ 4 基

(2) 中国自然歩道

① 延長 562.7km

本線ルート L = 481.2km

（津和野—匹見—浜田—川本—温泉津—三瓶—立久恵—大社—畑薬師—美保関）

南北ルート L = 81.5km

（畑薬師—斐川—木次—吾妻山）

② 策定年度 昭和 52～昭和 57 年度

（平成 4 年度一部見直し）

③ 関係自然公園

国立公園 大山隠岐

国定公園 西中国山地、比婆道後帝釈

県立自然公園 青野山、浜田海岸、千丈溪、断魚溪・観音滝、立久恵峡、宍道湖北山、鬼の舌震

④ 利用の推進

中国自然歩道を県民に広く活用してもらい、ハイキング等の利用促進を図るために全体を 12 のコースに分割し各コース毎にパンフレットを作成してモデルコースや見どころ等の紹介をしている。

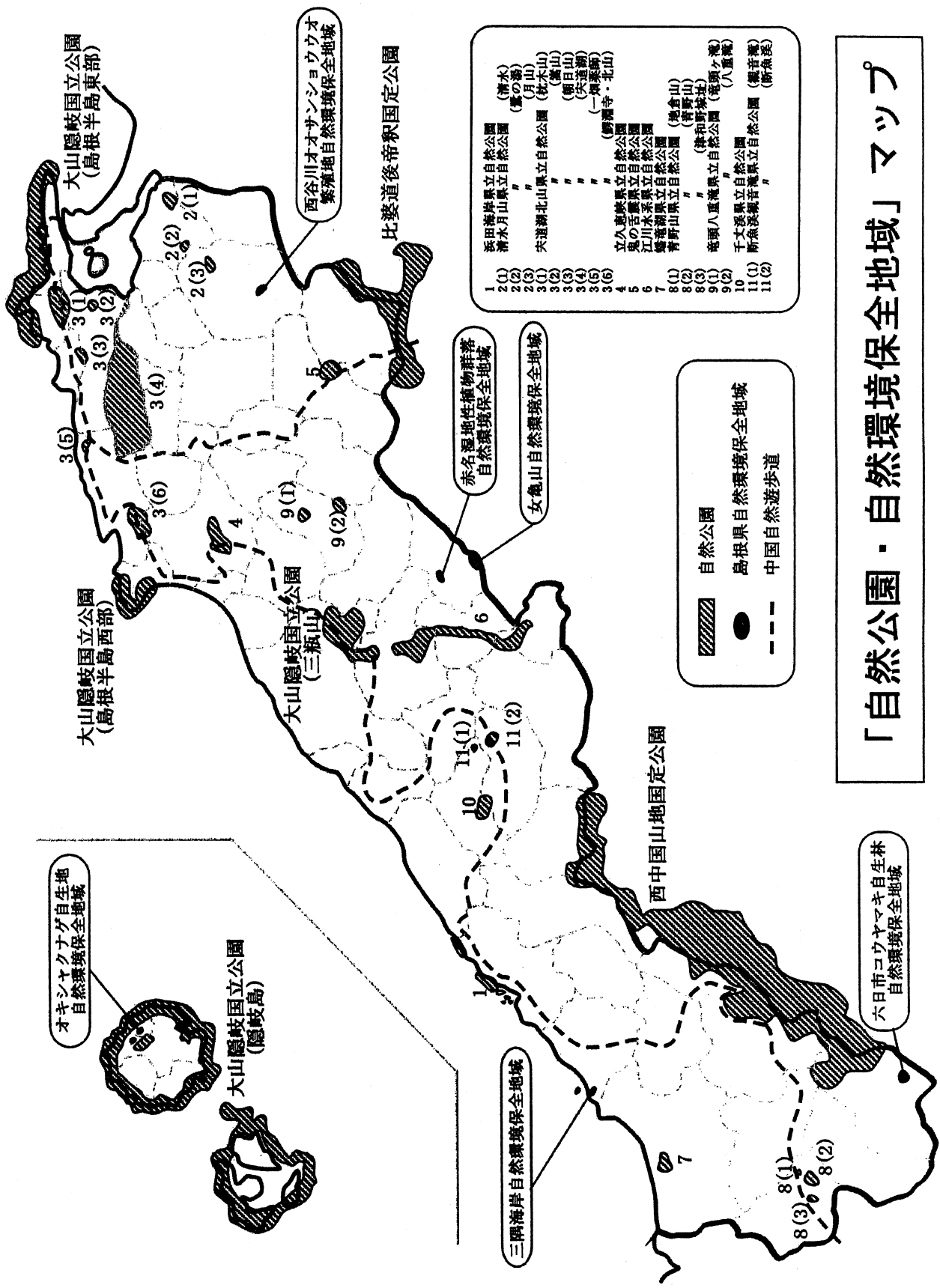
表 2 - 1 - 7

No.	コース名	モデルコース	No.	コース名	モデルコース
①	美保関大平山コース	美保北浦コース	⑦	石見銀山街道コース	石見銀山街道コース
		北山縦走コース			⑧
②	朝日山一畑寺コース	朝日山登山コース	⑨	浜田海岸コース	
		赤浦海岸コース			⑩
③	鱒淵寺大社立久恵コース	鱒淵寺コース	⑪	匹見峡コース	
		立久恵峡周遊コース			⑫
④	湯の川峰寺コース	光明寺コース	⑫	津和野コース	
⑤	鬼の舌震吾妻山コース	鬼の舌震コース			⑫
		吾妻山登山コース	⑫	津和野コース	
⑥	三瓶山麓コース	北の原西の原コース			⑫
		西の原湯抱コース	⑫	津和野コース	

⑤管理

中国自然歩道の安全快適な利用を図るため、通常のパトロール、草刈等の管理を大田市ほか関係 18 市町村等に委託するとともに、災害等によって破損した箇所の維持補修工事を実施している。

図2-1-1 島根県自然保護地域図



「自然公園・自然環境保全地域」マップ

第2節 生物の多様性の確保

生物の多様性は、個々の生物種や地域における個体群が維持され、全体として生態系が保全されることにより確保されるので、本県の豊かな自然の営みを守るため、山林、森林、河川、湖沼、海岸など、それぞれの環境に応じた生物の生息・生育環境の保全・回復を図ることが必要である。

1. レッドデータ生物の保護対策

県内の保護すべき野生動植物の貴重性について、平成6年度に学術的見地から、全国レベルの貴重種A、中国地方レベルの貴重種B、県レベルの貴重種Cにランク付け整理を行い、植物206種、昆虫296種、淡水魚15種、陸産貝類36種、哺乳類25種、両性・爬虫類9種、鳥類86種、クモ類13種の合計686種を選定して、「島根県の貴重野生動植物リスト」を作成した。このリストの掲載種をもとに平成8年度に「しまねレッドデータブック」を発行した。この中では、保護対策の必要性の度合いの観点から、緊急保護種、要保護種及び要注意種の3つのカテゴリー区分を設け、動物191種、植物124種の計315種を選定した。

その後5年を経過したことなどから、平成13年度に「しまねレッドデータブック改訂委員会」を設置し、必要な現況調査の実施、カテゴリー区分や掲載種の検討など改訂に向けた作業を進め、平成15年度末に「改訂版しまねレッドデータブック」を発行したところである。改訂にあたっては、掲載分類群の見直しによるクモ類や蘚苔類など8分類の追加や、環境省に準じて絶滅の段階評価による5区分としたカテゴリー区分の見直しを行い、掲載種も動物475種、植物361種の計836種とした。

これらに掲載される絶滅のおそれのある野生動植物を中心として、生息生育地等の調査や生息生育環境の再生、植物種についてバイオ技術等を用いた増殖技術の確立などの具体的保護対策を実施しているところである。

平成15年度実施の具体例としては、ヤマネ・モモンガ・カラスバトの緊急調査、オキナグサ・ミスミソウの保護管理指針素案の作成、県内では三瓶山にしか生息していない蝶である「ウスイロヒョウモンモドキ」の生息環境の復元、同じく県内では松江市内の1個所にのみ生育する浮葉植物の「オニバス」の復活などを実施した。

2. 野生鳥獣の保護管理対策

野生鳥獣による農林作物等の被害を防止しながら、保護管理を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」による第9次鳥獣保護事業計画（平成14年度～平成19年度）に基づき、また絶滅のおそれのある野生動物を保護するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づいて、鳥獣行政を推進していくもので、その主要事項は次のとおりである。

- ①鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、銃猟禁止区域、狩猟鳥獣捕獲禁止区域、鉛散弾規制区域の指定整備に関する事項
- ②鳥獣の放鳥獣に関する事項
- ③有害鳥獣の捕獲に関する事項
- ④鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ⑤鳥獣保護事業の啓発及び実施体制の整備に関する事項
- ⑥絶滅のおそれのある種の保存に関する事項

平成15年度に実施した主な事業は次のとおりである。

- (1) 鳥獣保護区の新規指定は、古江鳥獣保護区（松江市742ha）と、海士鳥獣保護区（海士町19ha 拡大）の2箇所を指定した。平成15年度末現在の鳥獣保護区等の指定状況は表2-2-1のとおりである。
- (2) 愛鳥週間（5月10～16日）行事の一環として、小・中・高等学校及び特殊教育諸学校の児童・生徒を対象とした愛鳥週間ポスター図案の募集（応募校64校、応募数682点）、その入賞者の表彰と作品の展示（タウンプラザしまね）や野鳥観察会（松江2回、出雲1回、益田2回）を実施し、さらに愛鳥モデル校に巣箱等を配布し愛鳥思想の普及啓発に努めた。
- (3) 水鳥の保護対策の基礎資料とするため、例年行っているガンカモ科鳥類の生息調査（宍道湖・神西湖・高津川）を10月から3月までの間に行い、ガンカモ科鳥類の一斉渡来状況調査（県内全域）を平成16年1月15日前後で実施した。（表2-2-2）
- (4) 鳥獣の生息環境、鳥獣保護区指定事前調査として、次の区域の鳥獣の種類、生息数の調査を実施した。
鳥獣保護区指定事前調査区域……大森（都万村）
- (5) 傷病野生鳥獣の救護対策として、傷病野生鳥獣救護ドクターの7名（松江市、安来市、出雲市、浜田市、益田市、大田市、西郷町各1名）により194件（鳥類161件、獣類33件）の傷病鳥獣の治療を実施した。
- (6) 本県では弥山山地をオスジカ捕獲禁止区域に指定し、狩猟を禁止しているが、頻繁な出没や農林作物被害の広範化により深刻な打撃を与えていることから、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数調整と生息環境整備を重点的、効率的に進めることとしている。併せて生息頭数の調査方法も区画法を追加し、より正確な頭数把握に努めている。
- (7) 本県西部を中心とする西中国山地に生息するツキノワグマは、国により狩猟禁止措置がなされているものの、近年生息域の拡大に伴い、頻繁に農耕地や人家周辺に出没し、農林作物家畜等への被害を発生させるなど、地域住民に不安が広がっている。
このような状況に対応し、特定鳥獣保護管理計画を策定し、出没時の対応指針や問題グマの判断基準を示すことにより、地域住民の不安をできるだけ取り除きながら、適切な保護管理に努めることとした。
- (8) 生態系の頂点に立ち、その生息状況が明らかとなっていない希少な猛禽類について生息状況調査を行い、その結果に基づき、これらの猛禽類の保護対策を検討するとともに、各種開発事業との調整に活かせるよう、平成14年度に引き続き調査を実施した。

表2-2-1 鳥獣保護区等の指定状況

（単位面積：ha）

種 別	設 定 区 分	14年度		15年度		備 考
		箇 所 数	面 積	箇 所 数	面 積	
鳥 獣 保 護 区	国 指 定	1	8,462	1	8,462	中海
〃	県 指 定	85	40,033	84	39,916	
特 別 保 護 区	〃	13	651	13	651	
休 猟 区	〃	7	9,482	3	3,123	

銃 獵 禁 止 区 域	〃	66	22,347	70	22,289	
オスジカ捕獲禁止区域	〃	1	6,980	1	6,980	出雲市、平田市、大社町の一部
狩猟鳥捕獲禁止区域	〃	1	1,858	1	1,858	
キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	〃	21	42,128	39	40,941	
鉛散弾規制地域	〃	1	50	1	50	

表2-2-2 水鳥生息調査状況

(単位：羽)

種別 年度	マ ガ モ	カ ル ガ モ	コ ガ モ	オカヨシガ モ	ヒドリガモ	オナガガモ
12	9,654	2,582	823	164	1,115	1,146
13	12,021	3,703	1,410	194	808	1,048
14	9,179	3,414	1,214	262	816	641
15	8,644	4,010	1,512	375	1,645	1,010

ハシビロガ モ	ホシハジロ	キンクロハ ジロ	スズガモ	ホオジロガ モ	ヨシガモ	アカツクシ ガモ
118	15,059	27,506	16,264	202	5	-
155	22,992	45,761	18,391	364	68	1
214	2,606	23,155	10,763	333	48	-
321	29,552	43,183	27,358	335	20	-

ツクシガモ	アカハジロ	トモエガモ	アメリカヒ ドリ	オシドリ	ウミアイサ	ミコアイサ
10	1	75	-	312	4	6
8	1	2	-	1,341	3	10
2	-	10	-	688	26	11
-	-	15	-	1,097	18	9

カワアイサ	マ ガ ン	サカツラガ ン ヒシクイ	コハクチョ ウ	オオハクチ ョ ウ	そ の 他	計
45	2,544	85	811	26	698	79,255
102	2,340	91	861	1	162	111,840
82	3,093	95	1,345	6	426	58,429
171	3,443	128	1,855	4	7,705	132,410

注) 平成15年度結果は暫定値である。

3. 自然環境の情報整備

県内の既存の自然環境データを収集・整理し、自然環境情報を把握するとともに、新たな情報を収集し、量的・質的に充実させ、広く情報として活用していくため、自然環境調査を行っている。平成15年度は、しまねレッドデータブック改訂の基礎資料とするため掲載候補種の現況調査などを実施した。

優れた自然環境保全のため、大規模な開発をはじめとする開発協議において、継続的に収集・整理した貴重野生動植物の生息地などのデータを明示して調整を図るため、「島根県貴重野生動植物リスト」のリストアップ種等を対象にその分布等の自然環境情報のデータベース化を行い、平成9年度から自然環境データバンクとして、自然保護・環境保全施策に活用している。

また、優れた島根の自然を広く一般に紹介するため、「自然公園」「中国自然歩道」「自然環境保全地域」「みんなで守る郷土の自然」「みんなでつくる身近な自然観察路」「自然観察モデルコース」「しまねレッドデータブック」を紹介したホームページを開設している。

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1. 森林・農地・漁場の保全

(1) 森林の公益的機能の維持保全

森林は、水資源のかん養、国土の保全、環境の保全等の公益的機能を有しています。

このうち、私たちの暮らしを守るため、特に重要な役割を果たしている森林については保安林として積極的に指定を行っています。

又、この保安林の中で自然災害等により機能が低下したものについては、治山事業を行い機能回復を図っていきます。

さらに、自然環境が優れた保安林については、貴重な動植物や自然景観等に配慮しつつ維持保全につとめていきます。

主な事業

- ①水資源の安定供給、自然環境の形成等の面から、特に重要な水資源地域において、流域等を単位とする荒廃した森林を面的、総合的に整備します。(水源森林総合整備事業)
- ②集落等の周辺森林において、水源かん養機能を高めるとともに、水資源の安定供給に務めるため、荒廃森林を整備し荒廃地の復旧をはかります。(集落水源地帯整備事業)
- ③森林の有する保健休養機能を高度に発揮させるため、国土保全機能と保健休養機能を兼ね備えた保安林の整備を行います。(生活環境保全林整備事業)
- ④自然環境の優れた地域等において、森林がより高度に国土保全機能、自然環境保全機能等を発揮するため、自然景観、貴重な植物等にも配慮し荒廃森林の整備、環境保全型の治山施設を設置します。(自然環境保全治山事業)

(2) 森林空間の総合整備の推進

江津市では、江津市浅利町地内の市有林が松くい虫被害により枯損したために、平成9～13年度までの5ヶ年で「森林空間総合整備事業」により、広葉樹32種156千本を植栽し、森林公園としての整備を行い、平成14年度から「共生林整備事業」を行い保育管理を行っている。

(平成15年度事業実績) ・雑草木、不用木の除去 62ha

(3) 森林被害対策の推進

①松くい虫被害対策

県下の松くい虫被害は、昭和48年以降増加の一途をたどり、昭和59年に約11万 m^3 の過去最高を記録した。平成15年度の被害量は約3万5千 m^3 で、ピーク時の約1/3まで減少したものの、気象要因等によっては、再激化するおそれがあるため、引き続き適切な被害対策を推進する必要がある。

被害対策については、予防措置(空中散布等)と駆除措置(伐倒駆除等)を組み合わせた効果的な防除を行うほか、平成9年度に設立された「森林病虫害等防除センター」による防除用機器の貸し出しや、各種研修会の開催に対する支援など、地域住民への普及啓発活動も併せて行うことにより、総合的な松林保全対策を推進している。

(平成15年度事業実績)

- ・ 予防措置 3,400ha
- ・ 駆除措置 11,200m³
- ・ 防除センター活動 研修会、機関誌の発行等

②森林被害予防対策

火災、気象災害（風害、水害、干害ほか）を受けた森林の損害を補償するために、「森林国営保険」への加入促進を行った。

また、山火事未然防止のため、表示板の設置やポスター、物品配付などによる普及活動を行った。

（平成15年度事業実績）

- ・ 保険加入件数 1,693件

（4）農地保全対策の推進

農村地域は、食料の生産・供給の場であるとともに、そこに住む人々の生活の場であり、豊かな自然や、気候・風土に育まれた独特の農村景観により人々に安らぎを与えてきた場でもある。

特に県土の約9割を占める中山間地域では、生産基盤整備や生活環境整備を一体的・総合的に行うことにより、農業農村の活性化を図りながら農地の保全を積極的に展開している。またその整備に当たっては、生態系や景観・親水にも配慮し、新たな農村環境を生み出すことなどにより、地域住民の憩いの場や都市交流の場としても活用できるよう整備している。

①中山間地域総合整備事業

過疎、山村振興、離島振興、半島振興、特定農山村の指定を受けた地域等における中山間地域で、ほ場整備や農道、農業用排水路などの農業生産基盤や、集落道や農村公園などの農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農村を取り巻く環境保全対策を実施している。

平成15年度事業実施地区数 13地区

②農村振興総合整備事業

ほ場整備により、優良農地を確保するとともに、都市と農村の交流促進のための農村公園緑地整備等を行い、農村地域の住環境の向上や地域環境の保全を図る。

平成15年度事業実施地区数 1地区

③農村総合整備事業

農業生産基盤の整備及びこれと関連のある農村生活環境の整備を総合的に実施すると共に、都市と農村の交流促進のための農村公園緑地整備等を行い、豊かな自然を享受することができる農村地域の創出に資する。

平成15年度事業実施地区数 3地区

④ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）

中山間地域等における水路や農道などの土地改良施設や、これと一体的に保全する必要があると認められた農地について、機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、人材の育成や、土地改良施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行う。

（5）環境にやさしい農業の確立

ア 推進事業

①鳥根県エコロジー農業推進協議会の開催

学識経験者、消費者団体、農業団体、行政等を委員とする鳥根県エコロジー農業推進協議会を開催し、鳥根県エコロジー農産物推奨制度等について検討を行った。

②環境にやさしい農業研修会の開催

市町村、農業協同組合、農業団体、県関係機関の関係者及びエコファーマー等を対象に「環境にやさしい農業（土づくり）研修会」を開催した。

③実証展示ほ場の設置

各農林振興センターで、環境にやさしい農業技術の実証展示を行い、その普及拡大を図った。（表 2-3-1 参照）

④市町村推進対策

事業主体として、鳥根県農業協同組合中央会、雲南農業協同組合、佐田町において、国の生産振興総合対策事業を導入し、環境にやさしい農業の推進についての協議、実証ほ場の設置を行った。

これらの取組みにより、平成 15 年度に 161 名のエコファーマーが新たに認定を受け、認定者は累計 701 名となった。

図 2 - 3 - 1 各実証展示ほ場の概要

普及センター名	主な実証内容	
	課題名（作目、検討事項等）	課題解決の方法、実証ほの概要
松江	キャベツの持続的農法による栽培技術の確立	設置場所：八束郡東出雲町錦浜 技術内容：化学農薬低減技術「コナガの性フェロモン剤の新型剤の効果的な使用方法の確認」
	トマトの持続的農法による栽培技術の確立	設置場所：松江市忌部町 技術内容：化学農薬低減技術「黄色蛍光灯を利用した害虫総合防除体系の確立」
安来	メロンの持続的農法による栽培技術の確立	設置場所：能義郡広瀬町梶富富 技術内容：1)発酵肥料施用 2)天敵農薬使用
木次	メロン、ほうれんそうの持続的農法による栽培技術の確立	設置場所：大原郡木次町湯村 技術内容：1)有機質資材施用技術：堆肥施用 2)有機質肥料施用技術：有機質肥料施用 3)被覆栽培技術：防虫ネット利用 4)マルチ栽培技術：タイバック・シルバーマルチ
仁多	ほうれんそうの持続的農法による栽培技術の確立	設置場所：仁多郡仁多町阿井 技術内容：1)減農薬、減化学肥料栽培技術 2)被覆資材利用技術
掛合	ほうれんそうの持続的農法による栽培技術の確立	設置場所：飯石郡赤来町上赤名 技術内容：1)有機質資材施用技術 2)化学肥料低減技術 3)化学農薬低減技術
出雲	イチジクの持続的農法による栽培技術の確立	設置場所：平田市口宇賀町、国富町 技術内容：1)微生物農薬によるカミキリムシ防除 2)有機質資材の施用
川本	白ねぎの持続的農法による栽培技術の確立	設置場所：石見町 技術内容：1)生物農薬の利用 2)緩効性肥料による一発施肥技術
大田	水稲の持続的農法による栽培技術の確立	設置場所：大田市三瓶町 技術内容：堆肥による化学肥料施用量の減量化
浜田	水稲の持続的農法による栽培技術の確立	設置場所：那賀郡弥栄村 技術内容：水稲栽培における有機栽培技術の確立
益田	水稲の持続的農法による栽培技術の確立	設置場所：美濃郡美都町三谷 技術内容：堆肥による土づくりと減農薬・減化学肥料による水稲栽培
津和野	水稲の持続的農法による栽培技術の確立	設置場所：鹿足郡津和野町 技術内容：1)堆肥等有機質資材施用技術 2)有機質肥料施用技術 3)機械除草技術
隠岐	水稲の持続的農法による栽培技術の確立	設置場所：隠岐郡西郷町原田 技術内容：アイガモ及び液体マルチを利用した除草剤無使用栽培
1 2	1 8 箇所	4 8 0 a

イ 調査・試験研究

①環境保全型有機質資源施用基準の設定調査

未利用有機質資源のリサイクルを推進するため、堆肥化技術、土壌窒素の動態、作物生育に及ぼす影響等の調査、試験を行った。

表 2 - 3 - 1 環境保全型有機質資源施用基準の設定調査

項目	地区名	調査・試験課題
栽培試験	農試 農試 農試	使用済菌床の堆肥化と堆肥施用技術の確立 露地野菜収穫残さの堆肥化技術の確立 農業集落排水汚泥処理物の農業利用技術の確立

②環境保全型土壌管理対策の推進

牛ふん堆肥の施用（連用）によって増加する土壌の可給態窒素量を明らかにし、それに基づく環境保全型施肥基準作成のための調査、試験を行った。

表 2 - 3 - 2 土壌管理対策調査

項目	地区名	調査・試験課題
栽培試験	農試	家畜ふん尿の農業利用によるリサイクル技術の確立

③砂地加温ブドウの環境保全型栽培技術の確立

肥効調節型肥料を利用したかん水同時施肥、地温制御技術などを用い、施肥効率を向上させることによって、収量・品質を損なうことなく、施肥量を削減し、硝酸性窒素などによる環境負荷を低減する環境保全型栽培技術を確立するための試験を実施した。

ウ 農業用廃プラスチックの適正処理

島根県農業用廃プラスチック適正処理推進方針（平成 11 年 12 月 1 日制定）に基づき、次の事項を実施した。

①視察調査・研修会の実施

農業用廃プラスチックのリサイクル処理を推進するため、分別方法を周知徹底する研修会を出雲市で開催した。

②適正処理啓発パンフレットの配布

県内農家向けにパンフレットを作成・配布し、農業用廃プラスチックの適正処理意識の醸成を行った。

③地域協議会の設立と組織的回収処理システムの構築

県内全地域（9 地域）で地域協議会が設立され、地域毎に組織的回収処理システムの構築に向けて取り組んだ。松江八束（松江市・八束郡）、安能（安来市・能義郡）、大田邇摩（大田市・邇摩郡）、邑智（邑智郡）、石央（浜田市・江津市・那賀郡）、石西（益田市・美濃郡・鹿足郡）、隠岐（隠岐郡）の 7 地域で組織的回収によるリサイクル処理を実施している。

④農業用廃プラスチックリサイクル処理支援事業の実施

各地域協議会又は J A 等が国庫補助事業を導入して組織的回収リサイクル処理を推進するために必要な活動を実施する場合、県が実施主体に対して上乗せ補助を実施して支援する制度を開始

した。平成15年度は松江八東・大田・大邑の3地域に対して実施した。

これらの取組みにより、県内全域での農業用廃プラスチック適正処理体制の構築とリサイクル処理の推進が図られており、以下のような成果が現れている。

・農業用廃プラスチックの回収率アップ

平成14年度：620トン（県内排出量の80%）→平成15年度：645トン（同83.5%）

・リサイクル処理率アップ

平成14年度：73トン（県内排出量の9%）→平成15年度：118トン（同18.2%）

（6）漁場環境保全対策の推進

沿岸地域は、日本海、中海・宍道湖など豊かな水環境に恵まれていることから、その水域の恵みによって多種多様な漁業が営まれている。また、水辺は多くの人々の生活の場となっており、人々に釣など各種の余暇空間を提供し、すぐれた自然景観や故郷を思い起こさせる‘はまの集落’の景観は人々に安らぎを与え多くの観光客が訪れている。

豊かな漁場を守ることはとりもなおさず豊かな水環境を守ることであるから、本県は漁場環境の監視や漁場に堆積した廃棄物の処理、また海浜の美化に関して近年活発になってきたボランティア活動への支援などを行い、漁場環境の保全対策を推進している。

①漁場環境保全対策事業

優良な漁場となっている海域において、定点を定め水質・底質・水生生物を継続調査し、するとともに、全ての沿海漁業協同組合の協力により流出油事故等の発生を監視した。

平成15年度事業実施地区 4地区（海面：出雲、石見、隠岐各1地区、宍道湖・中海）

②漁場環境保全推進事業

県及びモデル市町村において、海浜美化意識の啓発普及、ボランティアによる美化活動の推進、ボランティアの育成等を行い、県下各地で行われる美化活動に対しゴミ回収袋等資材を提供した。

平成15年度事業実施地区 5町村

資材の提供 13市町村 89団体 11,000枚

③漁民の森づくり活動推進事業

県、島根県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、森林組合等を構成員とした「漁民の森づくり協議会」を設置しており、当協議会による活動計画の策定や同計画に沿って実施される啓発普及活動、植樹・育林のボランティア活動を支援した。

平成15年度実施地区 4地区 植林面積 1.6ha 植樹 2,133本

2. 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

（1）中国山地森林文化圏の整備

中国山地の島根・広島県境の2地域を舞台に『森林文化』をキーワードとして、「地域の自主性による施策展開」や「山村からの情報・文化の発信」などの視点から圏域町村による共同事業を展開している。

平成15年度は、西中国山地においては、各圏域町村が独自のモデル事業を実施するとともに、圏域内の森林文化資源を活かすための地域研修を島根・広島県の圏域エリアで開催した。また、圏域

一体の取組みとして、益田市において「木と森の文化祭」を開催した。

一方、中央中国山地においては、活動開始から8年を経過し、様々な活動を通じて新たな活動主体が生まれたこと、圏域町村での合併協議が進行していること等から平成15年度をもって活動を終了した。

表2-3-3 中国山地森林文化圏

(H16.3.31 現在)

構成町村	中央中国山地（12町村）	西中国山地（14市町村）
島根県	仁多町、横田町、吉田村、頓原町、赤来町（5町村）	金城町、旭町、弥栄村、美都町、匹見町、津和野町、日原町、柿木村、六日市町（9町村）
広島県	君田村、布野村、作木村、西城町、口和町、高野町、比和町（7町村）	廿日市市（旧吉和村）、筒賀村、戸河内町、芸北町、加計町（5市町村）

（2）森林資源の利用の推進

森林から生産される木質資源は、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、再生産可能な自然素材であり、その利用を推進することは、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成に資するものである。

また、地域の森林で生産された木材を地域の住宅や公共施設等に幅広く利用することは、地域の森林の適切な整備を促すばかりでなく、地域経済の活性化にもつながることから、平成16年3月、「島根県木質資源活用維新計画」を策定した。これは、木質資源を活かし、木を育て、森を護る循環を活性化しさらに発展させるための県民・企業・学術・行政など諸分野が連携・協働して取り組むべき具体的な行動プランである。

具体的な取り組みは、①県産木材を活用する良質な木造住宅づくりの推進、②公共建築や公共事業における県産木材の着実な利用、③木材・木質バイオマス製品の高付加価値化、④県産木材の大口・新規の需要開拓と安定供給、⑤消費者が見て選べる県産木材の展示販売の仕組み構築、⑥木質バイオマス利用の事業化、⑦これらを支える基盤的事項からなる。また、これらの取り組みをチェック、監視する組織「木質資源活用推進会議」を設置し、進捗状況を評価し、計画の見直しも行う。

また、県内で生産され県内で製造された木材製品を「しまねの木」として認証する「しまねの木認証システム」など、本計画を推進する上で重要な仕組みの構築を進めている。

（3）棚田地域の保全とその利活用

農業生産の場として長い歴史を経て形成・維持されてきた棚田地域は、国土の保全や水資源のかん養など様々な公益的機能を有しており、下流域の都市住民の生命・財産を守る重要な役割を果たすとともに、農山村の原風景を保持するなどの多面的な機能を発揮している。この棚田地域における保全対策やそれに関わる地域活動の支援を行っている。

①里地棚田保全整備事業

良好な景観の形成や国土の保全等の多面的機能を有する棚田地域において、営農の継続を通じてその多面的機能を維持するため、地域の特性に即した簡易な整備を実施する。平成15年度は3地区において事業を実施している。

②棚田地域水と土保全基金事業

基金の運用益等の活用により、棚田保全への県民参加を促すとともに、保全や利活用のため活動を行う集落組織等の育成・定着並びに持続的な活動を支援する。

(4) 美しく豊かな海辺の保全と活用

美しく豊かな海と漁業集落は、漁業活動に加え人々が訪れ、憩い、交流する場として重要な役割を果たしているためその維持・保全を推進しています。

①漁港環境整備事業

漁港における景観の維持・美化を図り快適で潤いある漁港環境を形成するため、植栽や運動施設の整備などを行う。

平成15年度事業実施漁港 4漁港

②漁業集落環境整備事業

漁業集落における生活環境の改善を総合的に図り併せて生活廃水による海洋汚染を防止するため、集落道、水産用飲雑用水、漁業集落排水、緑地・広場等の整備を行う。

平成15年度事業実施漁港 9漁港

③漁港漁村総合整備事業

離島等の小規模な漁港漁村において、漁港施設及び生活環境施設の整備を総合的に行う。

平成15年度事業実施漁港 3漁港

④海岸環境整備事業

国土の保全と併せて養浜や植栽・遊歩道の設置等により海岸部の総合的なレクリエーション機能の整備を行う。

平成15年度事業実施海岸 3地区

第4節 快適な生活空間の形成

1. 良好な景観形成の推進

(1) ふるさと島根の景観づくり

島根県は優れた自然景観に恵まれ、伝統文化に彩られた個性豊かな景観が形づくられてきたが、これらの貴重な景観も時代の流れの中で次第にその姿を変えつつある。

真の豊かさを実感できる社会の実現が求められている今日、過去の世代から受け継いだ貴重な景観を守り育てることにより、心の豊かさを育む快適な環境をつくり、活力ある県土を創るため平成3年12月に「ふるさと島根の景観づくり条例」を制定した。

この条例に基づき、県民に親しまれ、県土の景観形成上重要な特定の地域における重点的な景観づくりを推進し、効果が目に見えやすい形で現れ、他地域における取り組みのモデルとなることを期待して、宍道湖周辺を平成5年3月に宍道湖景観形成地域として指定している。今後、県下の他地域においても景観形成地域指定を推進していく必要がある。

また、今後の景観対策のあり方として、県、市町村、住民、事業者が一体となって取り組んでいく必要がある。

(2) 主な景観対策事業

①地域景観づくり活動促進事業

地域を主体とした魅力ある景観づくりを促進するために、島根県景観づくり基金（10億円）により、住民や事業者が各種協定に基づき行う景観形成活動等、市町村が行う景観向上の自主的かつ積極的な活動を支援する。

平成15年度は景観形成住民協定認定件数2件、住民及び事業者の景観づくり経費補助件数5件、市町村の景観づくり経費補助件数5件であった。

②築地松景観保全整備事業

出雲平野の自然と文化に根ざした個性ある景観をつくり出している築地松を後世に伝え残すため、築地松景観保全対策推進協議会が行う築地松の保全整備活動を支援する。

平成15年度末現在、特定66件、一般87件、合計153件の築地松景観保全住民協定を認定している。

③しまね景観賞

優れた景観を形成している建物などを表彰することにより、県民の景観に対する意識啓発を図るため、普及啓発事業として「第11回しまね景観賞」を実施した。

平成15年度は、128件の応募があり、「まち・みどり」など6部門で、計10件の表彰を行った。

④その他

石見地方の特色ある風景を形成している赤瓦を有する家並みの維持・保全を図るため、「石州赤瓦の家並み保全・創造事業」を実施した。景観づくりのリーダーを育成するために景観サポーター事業を行った。住民等の景観づくりを支援するために「景観アドバイザー派遣」を6件行った。大規模行為の届出状況は149件、景観形成地域内行為の届出状況は63件であった。

2. 緑化の推進

(1) 島根県緑化推進総合基本計画

県では、クリーンで緑豊かな島根の環境づくりを進めるため、平成4年度に「しまね快適環境プラン」を策定し、地球環境対策を総合的に推進しているが、特に“緑豊かな島根”づくりを推進するための計画として、平成6年3月に「島根県緑化推進総合基本計画」を策定した。

この計画は、21世紀に向けて、緑豊でやすらぎと潤いのあるふるさとづくりを進め、県民が緑の豊かさを享受し、快適で安全な生活環境の実現を目指して緑化推進の目標と指針を示すとともに、県民に対して緑づくりへの積極的な参加を呼びかけるものである。

平成15年度においても、関係機関と連携しながら緑化事業の推進と啓発普及に努めた。

(2) 主な緑化事業

① ツリーバンク事業

開発により伐採が予定されている樹木を山取りし、県立緑化センターで一定期間育成した後、公共施設等の緑化に活用し、緑豊かな生活環境づくりの推進と樹木の有効活用を図る事業を平成5年度から実施している。(表2-4-1)

表2-4-1 ツリーバンク事業の実績

年度	引取り		提供	
5～10	31ヶ所	1,421本	50ヶ所	695本
11	12ヶ所	274本	17ヶ所	192本
12	8ヶ所	158本	20ヶ所	209本
13	7ヶ所	331本	21ヶ所	204本
14	5ヶ所	122本	4ヶ所	203本
15	6ヶ所	278本	17ヶ所	121本
合計		2,584本		1,624本

② 県民「一人ひとりの緑づくり」運動

県民一人ひとりが樹木の大切さを再認識し、緑あふれる快適な環境づくりに参加できるよう、誕生、入学、結婚などを記念して自ら植樹される方々に、県が苗木を無償で提供し「思い出の木」として育てていただく県民参加の緑づくり運動を平成7年度から実施している。(表2-4-2)

表2-4-2 「県民一人ひとりの緑づくり」運動

年度	個人	団体	合計
7～10	5,997本	38,216本 (547団体)	44,213本
11	1,461本	7,215本 (103団体)	8,676本
12	2,620本	9,633本 (181団体)	12,253本
13	2,341本	11,691本 (211団体)	14,032本
14	2,785本	12,368本 (168団体)	15,153本
15	2,768本	8,866本 (152団体)	11,634本
合計	17,972本	87,989本 (1,362団体)	94,327本

③ 宝くじ協会助成事業 (公共施設等緑化事業)

自治宝くじの普及宣伝及び緑化運動の推進を目的に、不特定多数の方々の目にふれることの多い公共施設、学校等の緑化事業を財団法人日本宝くじ協会からの助成金を財源として昭和60年度から実施している。(表2-4-3)

平成15年度は松江商業高校の敷地内を緑化整備した。

表2-4-3 宝くじ協会助成事業(公共施設等緑化事業)の実績

年度	箇所名	箇所数
60	松江商業高等学校、松江東高等学校 松江清心養護学校、江津清和養護学校	4
61	松江商業高等学校、川本高等学校 平田高等学校、川本合同庁舎	4
62	浜田ろう学校	1
63	浜田水産高等学校、益田児童相談所	2
元	松江北高等学校、出雲農林高等学校	2
2	八雲立つ風土記の丘、わかたけ学園	2
3	益田農林高等学校、農業大学校	2
4	松江農林高等学校、矢上高等学校	2
5	さざなみ学園、盲学校	2
6	さざなみ学園、三刀屋高等学校	2
7	農業大学校、農業試験場	2
8	湖陵病院(若松分校)	1
9	平田高等学校	1
10	少年自然の家、内水面水産試験場	2
11	松江農林高等学校	1
12	松江養護学校、木次健康福祉センター	2
13	島根女子短期大学、緑化センター	2
14	中山間地域研究センター	1
15	松江商業高等学校	1

(3) 緑化推進運動

森林や樹木等の緑が有する公益的機能に対する県民の期待が高まり、県民の自発的な協力によって森林を守り育てていくため、平成7年5月8日「緑の募金による森林整備等の促進に関する法律」が制定され、緑の募金が誕生した。

この法律に基づき島根県では、(社)島根県緑化推進委員会が緑の募金活動と募金による森林の整備及び緑化の推進の取り組みを行っている。

平成15年度においても、緑の募金を活用して森林整備事業、緑化推進事業、国際協力事業及び緑の少年団活動事業を行った。

また、県立緑化センターを中心にして緑化研修会や緑化相談の実施、公共施設の緑化推進を通じて県民に対する緑化に対する普及啓発を図った。

3. 都市公園の緑化

都市公園とは、都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地及び広域の見地または国家的記念事業として国が設置する公園または緑地である。

都市公園は、都市空間に緑豊かなオープンスペースを確保し、都市景観の向上に役立つとともに、健康の維持増進やレクリエーション活動、文化活動の拠点となるほか、災害時の避難場所となるなどの多様な機能を有している。

都市公園の種類としては、表2-4-4のとおりである。

表2-4-4 都市公園の種類

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。 都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供す

国営公園		ることを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所あたり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。
	緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
	都市林	主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
	広場公園	主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。

本県の都市公園は、1982年（昭和57年）に開催された「くにびき国体」を契機に整備が促進された。平成16年3月31日現在の都市公園の開設面積は、約899haとなり、都市計画区域内人口1人あたりの公園面積は約16.7㎡となっており、全国平均（約8.7㎡）を上回っている。

しかし、市街地における身近な余暇活動の場となる住区基幹公園の整備が遅れており、また、スポーツリクリエーション活動の場となる大規模な公園が不足するなど県民の多様な余暇需要に対応できていないのが現状であり、また、高齢者社会の到来や余暇時間の増大に伴い、若者や家族連れが身近に憩える場として都市公園の果たす役割は今後益々大きくなると思われ、積極的な整備が必要となっている。

都市公園には、運動施設・修景施設・遊戯施設等いろいろな施設があるが、なかでも植栽は重要な役割を担っている。

都市公園の緑には、自然林を活用したもの、公園事業として植栽したもの、グランドワークによるもの等があるが、散策によるストレスの解消や気分のリフレッシュ、樹木や草花などとのふれあいによる季節感の醸成、そこを生活の場とする鳥や動物、昆虫等の生態系の観察や学習等様々な利用効果がある。

また、日常生活にゆとりと潤いを与えたり、火災時の延焼防止、都市内の騒音などの公害や、ヒートアイランド現象の防止、街のイメージを向上させる等の存在効果もある。

今後とも、都市公園の緑化を積極的に推進し利用促進を図るとともに、幼児から高齢者まで誰でも気軽に憩える場の提供を図っていく。

4. 多自然型川づくりの推進

平成9年に河川法が改正され、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられた。これを受けて、今後の河川整備の基本は「多自然型川づくり」となり、河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全あるいは創出する川づくりを推進している。

多自然型川づくりでは、河川に生息している魚類や鳥類等の多様な生息・生育環境を保全・創出するため、低々水路の設置による水深の確保、覆土による植生の復元、落差工への魚道設置等のほか、人々の潤いや憩いの場としての水辺空間の整備等に取り組んでいる。

5. 水道の整備

平成15年度末現在、県内の水道施設は上水道が19箇所（給水人口約53万人）、簡易水道が203箇所（給水人口約18万人）、専用水道が36箇所（約1600人）となっている。

約71万2千人の県民が水道を利用しており、県内の水道普及率は95.1%に達しているが、今後ともより一層の普及促進を図らねばならない。

表2-4-5 水道施設数

（単位：箇所）

	水道用水供給事業（県営）	上水道事業				簡易水道事業			専用水道	合計
		市	町	事務組合	計	公営	その他	計		
3	2	8	9	3	20	199	9	208	10	240
4	2	8	9	3	20	202	10	212	10	244
5	2	8	9	3	20	204	10	214	10	246
6	2	8	9	3	20	204	12	216	10	248
7	2	8	9	3	20	208	9	217	10	249
8	2	8	9	3	20	207	7	214	7	243
9	2	8	8	3	19	210	6	216	7	244
10	2	8	8	3	19	208	2	210	6	237
11	2	8	8	3	19	203	2	205	5	231
12	2	8	8	3	19	203	2	205	3	229
13	2	8	8	3	19	203	2	205	3	229
14	2	8	8	3	19	200	2	202	29	252
15	2	8	8	3	19	201	2	203	36	260

表2-4-6 水道普及率

	総人口	給水人口	普及率	上水道事業箇所		簡易水道事業給		専用水道箇所		全 国 普及率
					水人口		給水人口	箇所	給水人口	
3	774,282	699,184	90.3	20	512,074	208	185,954	10	1,156	94.9
4	771,369	700,845	90.9	20	513,597	212	186,126	10	1,122	95.1
5	770,039	706,737	91.8	20	519,370	214	186,272	10	1,095	95.3
6	769,854	708,084	92.0	20	520,480	216	186,511	10	1,093	95.5
7	768,299	712,909	92.8	20	522,659	217	189,198	10	1,052	95.8
8	768,691	715,326	93.1	20	526,486	214	187,775	7	1,065	96.0
9	768,310	716,666	93.3	19	525,591	216	189,993	7	1,082	96.1
10	765,980	717,655	93.7	19	527,556	210	189,238	6	861	96.3
11	763,699	716,808	93.9	19	528,070	205	188,048	5	690	96.4
12	759,033	714,521	94.1	19	528,311	205	185,739	3	471	96.6
13	755,878	712,387	94.2	19	526,166	205	185,750	3	471	96.7
14	752,826	713,969	94.8	19	527,065	202	184,981	29	1,923	96.8
15	749,224	712,410	95.1	19	528,172	203	182,597	36	1,641	96.9

(注) 水道法に定める水道の定義

上水道事業 計画給水人口5,001人以上の水道事業

簡易水道事業 計画給水人口101人～5,000人の水道事業

専用水道 居住者101人以上の自家用水道及び水道事業以外の水道で20m³を超える給水能力をもつ水道

水道用水供給事業 水道事業（上水道・簡易水道）に水道用水を供給する事業